

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.002

処 分 名	違反建築物に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第7項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■ 建築基準法

(違反建築物に対する措置)

第九条 1～6 省略

7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8～15 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋